

児童福祉法に基づく保育所等訪問支援 からふる（保育所等訪問支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 合同会社Tokiyoshi（以下「事業者」という。）が設置する保育所等訪問支援からふる（以下「事業所」という。）において実施する指定障がい児通所支援の保育所等訪問支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定保育所等訪問支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び障がい児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障がい児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障がい児及び利用者（以下「障がい児等」という。）の立場に立った適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 指定保育所等訪問支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障がい児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、法及び「長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和元年12月26日条例第80号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定保育所等訪問支援を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 指定保育所等訪問支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 保育所等訪問支援 からふる
- （2） 所在地 長崎県長崎市高浜町4004番地2

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名（常勤職員。児童発達支援管理責任者兼務）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定保育所等訪問支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2） 児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員。管理者兼務）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、障がい児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障がい児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障がい児等の生活に対する意向、総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定保育所等訪問支援の具体的内容、指定保育所等訪問支援を提供する上での留意事項等を記載した保育所等訪問支援計画（以下「通所支援計画」という。）の原案を作成すること。
- (ウ) 通所支援計画の原案の内容を障がい児等に対して説明し、文書により障がい児等の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を障がい児等に交付すること。
- (エ) 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障がい児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更すること。
- (オ) 常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。
- (カ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

- (3) 訪問支援員 3名（常勤職員2名、非常勤職員1名）

通所支援計画に基づき障がい児等に対し適切に指導等を行う。

（営業日及び営業時間等）

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、8月15日、12月31日から翌年1月3日までを除く。

- (2) 営業時間

月曜日から金曜日（国民の祝祭日及び学校休日を除く） 9時から18時までとする。

土曜日、国民の祝祭日及び学校休日 8時30分から17時30分までとする。

- (3) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、**国民の祝祭日及び学校休日**、8月15日、12月31日から翌年1月3日までを除く。

- (4) サービス提供時間

月曜日から金曜日（国民の祝
祭日及び学校休日を除く）

９時００分から１３時３０分
までとする。

（指定保育所等訪問支援の内容）

第７条 事業所で行う指定保育所等訪問支援の内容は、次のとおりとする。

（１） 通所支援計画の作成

（２） 基本事業

（ア） 障がい児本人に対する支援（集団生活の適応のための専門的な支援）

（イ） 訪問先施設の保育士等に対する支援（支援方法等の指導）

（利用者から受領する費用の額等）

第８条 指定保育所等訪問支援を提供した際には、利用者から指定保育所等訪問支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２ 法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、利用者から法第２１条の５の３第２項の規定により算定された障がい児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

３ 指定保育所等訪問支援で提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費については利用者から徴収するものとする。

４ 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

５ 第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第９条 利用者は、サービスの利用に当たっては、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第１０条 事業者は、利用者の依頼を受けて、障がい児等が同一の月に指定障がい児通所支援及び他の指定障がい児通所支援事業者等が提供する指定障がい児通所支援を受けたときは、障がい児等が当該同一の月に受けた指定障がい児通所支援に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第２１条の５の３第２項の規定により算定された障がい児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号。以下「令」という。）第２４条第１項に規定する負担上限月額、又は令第２５条の５第１項に規定する高額障がい児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障がい児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障がい児等及び指定障がい児通所支援等を提供した指定障がい児通所支援事業者に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の事業の実施地域は、長崎市内とする（離島除く）。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 12 条 現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障がい児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生したときは、市町村及び当該障がい児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第 13 条 提供した指定保育所等訪問支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定保育所等訪問支援に関し、法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定により長崎県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は長崎県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は長崎県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 83 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障がい児通所支援事業者等に対して、障がい児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 15 条 事業者は、障がい児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（1） 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（2） 苦情解決体制の整備

(3) 従業者に対する虐待防止研修の実施

(4) 虐待防止委員会の設置

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障がい児等に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定保育所等訪問支援の提供の日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。